令和８年度佐賀県ホームページへの有料バナー広告掲載　仕様書

１　定義

この仕様書における用語の意味は次のとおりとする。

（１）バナー広告　広告主のウェブページへリンクを設定するための広告

（２）広告主　　広告代理店との契約によりバナー広告を掲載する事業者

（３）広告代理店　広告主を募る事業者

（４）広告料金　　バナー広告を実施するための料金として広告主が広告代理店に支払う料金

（５）広告枠料金　佐賀県ホームページのバナー広告の掲載料として広告代理店が県に支払う料金

２　バナー広告の規格等

掲載場所及び規格

【佐賀県ホームページ】

URL：https://www.pref.saga.lg.jp/default.html

・形式

GIF（アニメーション可）・JPEG

・バナーの alt 属性テキスト

「広告：」で始め、「広告：」を除いて全角・半角問わず 30 文字以内とする。

トップページ（フローティングバナー）

10 枠（２行　上段：５下段：５）

１枠あたりのサイズ：縦 50 ピクセル程度×横 140 ピクセル程度

掲載位置：別紙「掲載位置イメージ図」参照

※画面をスクロールしても、広告表示は下部に固定されたままになります。

※レスポンシブルデザインの適用により PC、タブレット、スマートフォンのいずれにも表示されます。

※必要に応じ、緊急情報がサイトメニューの上に表示されます。

３　掲載期間

広告を掲載する期間は１カ月単位からとし、複数月～１年の広告掲載の申込があった場合は、その掲載期間を複数月～１年とすることができる。

（１）掲載開始日時

バナー広告掲載開始は、原則として当該広告を掲載する月の第１日の午前９時を目途とする。

（２）掲載終了日時

バナー広告掲載終了は、原則として当該広告を掲載する月の最終日の翌日の午前９時を目途とする。

なお、広告代理店が県にあらかじめ協議し、県が了承した場合には、広告掲載開始日及び広告掲載終了日を変更することができる。

４　掲載する広告の基準等

（１）基準

別に定める「佐賀県広報媒体広告掲載要綱」（以下「要綱」という。）に基づくこと。

なお、以下に該当するものは掲載できない。

ア　OS やブラウザのユーザーインターフェースを模倣し、ユーザーの誤作動を誘発するデザイン

イ　佐賀県のコンテンツと混同する可能性があるデザイン

ウ　点滅の間隔が 0.4 秒より短いもの
エ　コントラストの強い反転表示が継続するもの
オ　その他県が表現やデザインについて不適切であると判断したもの

（２）広告主の地域要件

バナー広告の広告主は、掲載枠の 1/2 以上が県内に本社、支店または営業所等を有する者でなければならない。

（３）その他

広告代理店及び広告主は「佐賀県暴力団排除条例」を順守し、広告代理店は、広告の募集に当たっては暴力団等からの広告は掲載しないことを明示し、契約に当たっては暴力団等であることが判明した場合は契約を取り消すことを明示しなければならない。

広告代理店が広告掲載を希望する者が暴力団等であるかどうか確認する必要がある場合は、佐賀県広報広聴課へ確認するものとする。

5　広告料金

広告料金は、広告代理店が定める。（定価をあらかじめ県に報告すること）

6　契約金額の減額

広告代理店が県に支払う広告枠料金は、広告代理店の責に帰さない理由により、県が広告の掲載期間においてホームページの運営を一時停止し、当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった日数に応じて、日割り計算により算出した金額を契約金額から減額する。

ただし、当該広告を掲載しなかった期間が１カ月単位につき１日未満の場合は、減額しないものとする。

なお、ホームページの運営の一時停止等により広告主に損害を与えた場合は、広告代理店の責任及び負担において解決しなければならない。

7　広告の審査

掲載開始日の７日前まで（土日祝を含まない）に、広告代理店は、掲載するバナー広告の内容及びバナー広告からリンクするウェブサイトについて、佐賀県広報広聴課に報告するとともに、バナーデータを提出し、審査を受けるものとする。

8　広告掲載の取り消し

県は、バナー広告からリンクするウェブサイトがバナー広告掲載後の更新等により要綱第４条の規定に該当すると判断した場合には、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

この規定により広告の掲載を取り消した場合は、広告代理店に対して理由を付してその旨を通知するものとする。

なお、広告掲載を取り消したことによる広告主及び広告代理店の損害について、県は責任を負わないものとする。

9　その他

・県への広告枠料金の納入は四半期毎とし、県が指定する期日までに、県が発行する納入通知書で納入しなければならない。
・トップページ及び個別ページにおいて、この仕様書に定めのない広告を掲載する場合がある。
・広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は広告主等の責任と負担において解決するものとする。
・この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と広告代理店双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。